

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十一年七月一日から施行する。

(投資法人の設立に関する経過措置)

第二条 この府令の施行の日（以下「施行日」という。）前に投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第六十六条第一項の規約を作成して投資法人（同法第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）を設立しようとする設立企画人が同法第七十一条第一項の規定により通知すべき事項については、なお従前の例による。

2 施行日前に招集の手続が開始された投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第七十三条第三項に規定する創立総会に係る創立総会参考書類（同条第四項において読み替えて準用する同法第九十一条第四項に規定する創立総会参考書類をいう。）については、なお従前の例による。

(投資主総会参考書類に関する経過措置)

第三条 施行日前に招集の手続が開始された投資法人の投資主総会に係る投資信託及び投資法人に関する法

律第九十一条第四項に規定する投資主総会参考書類については、なお従前の例による。

(投資法人債権者集会参考書類に関する経過措置)

第四条 施行日前に招集の手続が開始された投資法人の投資法人債権者集会に係る投資法人債権者集会参考書類(投資信託及び投資法人に関する法律第三百三十九条の十第二項において読み替えて準用する会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百二十一条第一項に規定する投資法人債権者集会参考書類をいう。)については、なお従前の例による。

(投資法人の資産運用報告に関する経過措置)

第五条 施行日前にその末日が到来した営業期間(投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十九条第二項に規定する営業期間をいう。次条において同じ。)のうち最終のものに係る投資法人の資産運用報告については、なお従前の例による。

(投資法人の計算関係書類に関する経過措置)

第六条 この府令による改正後の投資法人の計算に関する規則(以下「新投資法人計算規則」という。)第二章第二項第十六号並びに第三十八条第二項第一号及び第二号への規定は、平成二十二年四月一日前に

開始する営業期間に係る投資法人の計算関係書類（新投資法人計算規則第二条第二項第一号に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、同日前に開始する営業期間に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

2 新投資法人計算規則第二条第二項第十七号及び第十八号、第五十八条第七号の二及び第七号の三、第六十六条の二条並びに第六十六条の三の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する営業期間に係る投資法人の計算関係書類については、適用しない。ただし、同日前に終了する営業期間に係る投資法人の計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

（募集投資口の発行等に際しての計算に関する経過措置）

第七条 施行日前に投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第五項に規定する募集事項の決定があった場合における同法第二条第十四項に規定する投資口の発行に際しての計算については、なお従前の例による。

(投資法人の吸収合併等に際しての計算に関する経過措置)

第八条 施行日前に吸収合併契約又は新設合併契約が締結された投資法人の投資信託及び投資法人に関する法律第四百七十七条第一項に規定する吸収合併又は同法第四百八十八条第一項に規定する新設合併に際しての計算については、なお従前の例による。

(投資法人の設立に際しての計算に関する経過措置)

第九条 施行日前に作成された投資信託及び投資法人に関する法律第六十六条第一項の規約に係る投資法人の設立に際しての計算については、なお従前の例による。

(特定社債権者集会参考書類に関する経過措置)

第十条 施行日前に招集の手續が開始された特定目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下同じ。）の特定社債権者集会に係る特定社債権者集会参考書類（同法第二百二十九条第二項において読み替えて準用する会社法第七百二十一条第一項に規定する特定社債権者集会参考書類をいう。）については、なお従前の例による。

(特定目的会社の事業報告等に関する経過措置)

第十一条 施行日前にその末日が到来した事業年度のうち最終のものに係る特定目的会社の事業報告及びその附属明細書については、なお従前の例による。

(特定目的会社の計算関係書類に関する経過措置)

第十二条 この府令による改正後の特定目的会社の計算に関する規則（以下「新特定目的会社計算規則」という。）第二条第二項第七号並びに第二十九条第一号ル及び第二号ホの規定は、平成二十二年四月一日前に開始する事業年度に係る特定目的会社の計算関係書類（同項第三号に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、同日前に開始する事業年度に係る特定目的会社の計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

2 新特定目的会社計算規則第二条第二項第八号及び第九号、第四十九条第七号の二及び第七号の三、第十五条の二並びに第五十五条の三の規定は、平成二十二年三月三十一日前に終了する事業年度に係る計算関係書類については、適用しない。ただし、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

(募集特定出資の発行等に際しての計算に関する経過措置)

第十三条 施行日前に資産の流動化に関する法律第三十六条第二項に規定する募集事項の決定又は同法第三十九条第一項の規定による取締役の決定があつた場合における同法第二条第六項に規定する特定出資又は優先出資（同条第五項に規定する優先出資をいう。次項において同じ。）の発行に際しての計算については、なお従前の例による。

2 施行日前に転換特定社債の転換の請求又は新優先出資引受権の行使があつた場合における優先出資の発行に際しての計算については、なお従前の例による。

(特定目的会社の設立に際しての計算に関する経過措置)

第十四条 施行日前に定款の認証を受けた定款に係る特定目的会社の設立に際しての計算については、なお従前の例による。

(特定目的会社の社員総会参考書類に関する経過措置)

第十五条 施行日以後にその末日が到来する事業年度のうち最初のものに係る定時社員総会より前に開催される特定目的会社の社員総会に係る社員総会参考書類（資産の流動化に関する法律第五十五条第六項にお

いて読み替えて準用する会社法第三百一条第一項に規定する社員総会参考書類をいう。）については、なお従前の例による。

（投資信託財産の計算関係書類に関する経過措置）

第十六条 この府令による改正後の投資信託財産の計算に関する規則（以下「新投資信託財産計算規則」という。）第二条第二項第三号の規定並びに第十九条第二項第一号及び第二号ニの規定（これらの規定を新投資信託財産計算規則第六十条において準用する場合を含む。）は、平成二十二年四月一日前に開始する計算期間に係る投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第三条第二号に規定する投資信託財産及び同法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の計算関係書類（新投資信託財産計算規則第二条第二項一号に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、同日前に開始する計算期間に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

2 新投資信託財産計算規則第二条第二項第四号及び第五号並びに第五十五条の三第四号の二及び第四号の三の規定並びに第五十五条の人の二及び第五十五条の人の三の規定（これらの規定を新投資信託財産計算

規則第六十条において準用する場合を含む。）は、平成二十二年三月三十一日前に終了する計算期間に係る投資信託財産の計算関係書類については、適用しない。ただし、同日前に終了する計算期間に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

（特定目的信託財産の計算関係書類に関する経過措置）

第十七条 この府令による改正後の特定目的信託財産の計算に関する規則（以下「新特定目的信託財産計算規則」という。）第二条第二項第四号並びに第二十六条第一号ト及び第二号ニの規定は、平成二十二年四月一日前に開始する計算期間に係る特定目的信託財産（資産の流動化に関する法律第二条第十三項に規定する特定目的信託の信託財産をいう。次項において同じ。）の計算関係書類（新特定目的信託財産計算規則第十二条に規定する計算関係書類をいう。以下この条において同じ。）については、適用しない。ただし、同日前に開始する計算期間に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

2 新投資信託財産計算規則第二条第二項第五号及び第六号、第八条の二並びに第八条の三の規定は、平成

二十二年三月三十一日前に終了する計算期間に係る特定目的信託財産の計算関係書類については、適用しない。ただし、同日前に終了する計算期間に係る計算関係書類のうち、施行日以後に作成されるものについては、これらのすべての規定により作成することができる。

(金融商品取引所の吸収合併等に際しての計算に関する経過措置)

第十八条 施行日前に吸収合併契約又は新設合併契約が締結された会員金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第八十七条の六第一項に規定する会員金融商品取引所をいう。以下この条において同じ。）と会員金融商品取引所又は同条第二項に規定する株式会社金融商品取引所との同法第三十六条第二項に規定する吸収合併又は同項に規定する新設合併に際しての計算については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十九条 この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。